

第2 消防体制

第2 消防体制

1 消防組織

令和3年4月1日現在における消防組織の現況は以下のとおりである。

消 防 本 部			
消防本部数	消防署数	出張所数	消防吏員数
27	64	129	8,602

消 防 団		
消防団数	分団数	消防団員数
64	622	13,763

埼玉県63市町村のうち、単独市町で14市町が消防本部を設置、48市町村が一部事務組合により13消防本部を設置、1町が事務委託で常備化されている。

消防吏員は、8,602人で前年比26人増加している。

消防団は、64消防団あり、消防団員は13,763人で前年に比べ171人減少している。

2 消防施設等

消防施設とは、市町村または消防機関が公共の用に供するために設置する消火栓、防火水槽、消防自動車、消防署などをいう。

令和3年4月1日現在、消防水利については、消火栓、防火水槽、井戸及びその他の指定水利を合わせて114,654基が設置されている。

また、県内消防本部及び消防団で保有する消防自動車等は、2,347台となっている。

市町村等は、国が示す「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を指針とし、消防施設の計画的な整備を図っている。